

番号	課題	令和2年度までの状況	令和3年度の目標	実施状況	令和4年度以降の取組み・方向性(案)
1	人工呼吸器使用者の情報共有	作成された個別支援計画については、福祉管理課と各地域福祉課とで情報共有 令和2年度からは、65歳未満の在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画を新たに健康政策部と情報共有	●災害時リストを活用した、在宅人工呼吸器使用者の情報を共有	●共有済み	引き続き、福祉部・健康政策部とで情報共有を継続していく。 また、情報の共有で留まることなく、関係部署において在宅人工呼吸器使用者に対し、行える支援内容も検討していく必要がある。
2	人工呼吸器使用者に対する支援の優先度の設定	令和元年の台風19号の接近に際して、電源確保に不安がある対象者をピックアップし注意喚起を行った。 優先度の設定については、検討	●停電動作時間・身寄りの有無を踏まえた優先度の決定	●支援の優先度を決定 Aランク:停電時動作時間6時間未満・単身者 Bランク:停電時動作時間6時間以上・単身者 Cランク:停電時動作時間6時間未満・同居者あり	
3	人工呼吸器使用者への安否確認手段	区内部(福祉部・健康政策部)の連絡体制について検討 個別支援計画から情報を抜粋した災害時リストの作成を検討、素案を作成	●災害時リスト及びリストのマニュアル作成 ●災害時リストの共有方法、共有先を検討 ●近々の課題である、風水害・停電時の連絡体制について検討	●災害時リスト及びリストのマニュアル作成 ・個別支援計画から名前・住所・バッテリー稼働時間・関係者連絡リスト等を抜粋し、Excelにて作成 ・上記で記している支援の優先度も活用 ・リストの活用方法としては、支援の優先度が高い対象者から連絡し、聞き取った内容を書き込む。複数人かつ同時に編集できるよう設定しているため、緊急時に手間をかけず情報を一つにまとめることができる。 ●災害時リストの共有先 ・特定個人情報のため閲覧権限を設けている。 ・福祉部身体障害者支援担当ケースワーカー及び健康政策部保健師等に共有 ●風水害・停電対応 風水害・停電時の連絡体制については、原則、福祉管理課⇒地域福祉課⇒在宅人工呼吸器使用者(訪問看護ステーション)とする。 具体的な行動を記したものについては、台風16号接近時に簡易版の対応マニュアルを作成し、情報共有を行った。	●訓練の実施 (在宅人工呼吸器使用者ご本人・訪問看護ステーション・区職員を含めた連絡体制について) 地震、夜間、休日等の状況に応じた対策・連絡体制を検討 ●対応マニュアルのさらなる充実 風水害時または停電時において、職員が対象者に対して円滑に注意喚起及び安否確認が行えるよう、対応マニュアルを充実させる。
4	人工呼吸器使用者に対する支援(スキル)の向上	令和2年度より訪問看護ステーションが個別支援計画を更新する際に、患者の実態把握及び計画についての意見交換を目的として、地域福祉課職員・地域健康課職員の同行を実施【実績】 令和2年度 1件	●昨年に引き続き、患者の実態把握及び計画についての意見交換を目的とした地域福祉課職員・地域健康課職員の同行訪問を実施予定(実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び区保健師のワクチン業務を鑑みて判断) ●有識者を講師とした研修会を区職員・訪問看護ステーション対象に開催予定	●同行訪問 緊急事態宣言が解除されたことに伴い、今後、訪問看護ステーションとの調整を図る。 ●研修 ・日時:令和3年12月1日(水) 15時から17時までを予定 ・実施方法:オンライン形式 ・研修講師:東京都医学総合研究所に依頼 ・研修内容:人工呼吸器の基礎知識、個別支援計画作成の要点、平常時からの備え、災害時対応	引き続き、計画の新規作成及び更新の機会に対象者宅に区職員が同行し、個別支援計画作成者の実態把握及び意見交換を行っていく。 研修においても、毎年、実施していくことで区職員の人工呼吸器への知識を深めていく。
5	人工呼吸器使用者情報の医療機関(病院)との情報共有	訪問看護ステーションを利用していない・区で把握できていない在宅人工呼吸器使用者の情報を区に提供していただいている。	●医療機関との連携方法について検討		引き続き、訪問看護ステーションを利用していない・区で把握できていない在宅人工呼吸器使用者の情報について、区に提供していただけるよう医療機関に周知する。 承諾を得られた患者について、医療機関への情報提供 その後、実際に設備面等を踏まえた受入れ可否・病院との調整を行う必要あり
6	個別支援計画の様式改定	東京都の在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針改定・災害時個別支援計画様式改定を踏まえて、区独自の計画様式の検討を行った。	●計画様式の改定 ●令和3年5月に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布・施行されたことを踏まえ、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」が令和3年8月に一部改訂された。上記内容の改定に関しても区の計画様式に反映させる。	●計画様式の改定 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を参考に、令和3年9月末に改定 ・大田区の災害時情報を入手できるコンテンツ一覧を計画様式内に掲載 ・左記で記した災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画との整合性を図った。(警戒レベルの表記・避難経路・避難支援者等)	実効性のある計画とするため、訪問看護ステーション及び計画作成時に同行訪問した区職員と情報交換を行い、さらなる見直しに向けて検討を行う。
7	人工呼吸器使用者自身の備え	区内の個別支援計画作成者42名に、郵送にて「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業(都制度)」の周知を実施した。	●難病ケース検討会、在宅医療連携推進協議会役員会、新規の個別支援計画作成者に対し、左記事業の周知を継続して行う。 ●個別支援計画作成者で、東京電力パワーグリッドに未登録の方に対し、周知用チラシを作成及び配付し登録を促す。	●在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業(都制度) 今年度、新規で計画を作成する方に対し、都の周知用チラシを個別に送付する。医療機関にもご協力いただく内容のため、医療関係者が参加する会議等で周知を図る。 ●東京電力パワーグリッドへの登録 個別支援計画作成者うち未登録者に対し、11月に登録勧奨のチラシを送付予定。今年度中に個別支援計画作成者、全員の登録を目指す。	区のホームページに「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業(都制度)」、「東京電力パワーグリッド登録」等の情報を掲載するページを設ける。
8	バッテリー充電用の発電機・蓄電器の活用	各地域福祉課に発電機(庁内使用)及び蓄電器(人工呼吸器使用者貸出用)を2台ずつ配備	●発災時において、円滑に発電機・蓄電器を貸し出しが行えるよう体制を整える。 ●発電機・蓄電器の貸し出しに関する周知・啓発	●発電機・蓄電器の貸し出し体制 ・円滑に貸し出しが行えるよう貸し出し簿を作成 ・3か月に1回操作訓練等の動作確認を実施 ●発電機・蓄電器の貸し出しについて周知 ・課題6で改定した計画様式内に、貸し出しに関する情報を掲載 ・風水害時の注意喚起を行う際には、地域福祉課で非常用電源を配備している旨の詳細を伝えることを徹底	継続